

兵庫県内の飲食事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長(兵庫県知事) 井戸 敏三新型コロナウイルス感染症に係る  
飲食店等に対する営業時間短縮要請

全国的に緊急事態宣言が解除されましたが、県内の感染状況を見ると、1日の感染者が100人を超える日が続くなど、感染拡大の傾向にあります。

県では、これ以上の感染拡大を防止するため、下記のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、営業時間の短縮を要請します。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

## 記

## 1 対象施設

| 種類                            | 施設  | 要請内容   |
|-------------------------------|---|--|
| 飲食店<br>(宅配・テイクアウトサービスは除く)     | 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等<br>飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時30分まで</li> <li>・業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底</li> </ul> |
| 遊興施設<br>食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設 | キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等<br>ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く |  |

営業にあたっては、業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組(\*)を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示すること

(\*)アクリル板を用いた仕切りの設置又は最低1mの間隔を空けたテーブル・座席の配置、適切な換気など

「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。

兵庫県 感染防止対策宣言ポスター で検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html>

2 実施期間 令和3年4月1日(木)から令和3年4月21日(水)まで

3 要請対象地域 神戸地域(神戸市)、  
阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)、  
阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、  
東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、  
中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)

4 時間短縮営業への協力金 1日あたり4万円/店舗×時短営業日数(詳細別紙)

## お問い合わせ先

時短要請等コールセンター(時短要請に関すること)

T E L : 078-362-9921

受付時間: 平日 9時~17時

兵庫県時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 078-361-2501

受付時間: 平日 9時~17時

県ホームページ [兵庫県 時短 協力金](#) で検索

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai\\_taisho.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html)

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金〔第3期〕の支給について

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、対象区域内の対象施設に対する営業時間の短縮(以下、「時短営業」といいます。)の要請を4月21日まで延長します。また、対象区域に阪神北地域、東播磨地域及び中播磨地域を追加します。

これに応じて時短営業にご協力いただいた事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金〔第3期〕」を支給します。申請受付は、要請期間終了後に開始します。

### 1 対象者

県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者

### 2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業(休業を含む)に協力していただいた店舗単位に支給します。

業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。

### 3 支給額

| 項目   | 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金〔第3期〕  |
|------|---|
| 対象期間 | 令和3年4月1日(木)～4月21日(水)  |
| 対象区域 | 神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・明石市・加古川市・高砂市・姫路市・猪名川町・稲美町・播磨町・神河町・市川町・福崎町の区域(12市6町) |
| 対象施設 | 対象区域内の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗(酒類を提供する店に限定しません)                  |
| 要請内容 | 通常、午後9時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで(酒類の提供は午前11時から午後8時30分まで)に短縮すること                |
| 支給額  | 1日あたり4万円/店舗×時短営業日数  |

### 4 申請に係る必要書類( の書類は、第1期又は第2期協力金の申請者は提出不要とする予定です。)

申請書

運転免許証等申請者本人確認書類の写し

通帳の写し(表紙と見開き1ページ目)

#### 【時短営業施設・営業実態が確認できる書類】

確定申告書又は税務署への開業届(法人の場合は法人設立届出書)の写し

時短営業要請期間開始日の前日までに開業した店舗が対象

飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し

通常の営業時間が分かる書類(店舗HP・ショップカード・パンフレットの写し、店内表示の写真など)

店頭掲示又は店舗HPに掲示した時短営業告知文の写真又は写し

屋号が確認できる店舗の外観及び内観写真

感染防止対策宣言ポスターを店頭に掲示していることが確認できる写真

時短営業要請期間中すべて休業する場合は写真の提出不要

### 5 支給時期・申請方法

要請期間が終了後、申請受付を開始予定です。具体的な受付時期・申請方法は追って県ホームページ等でお知らせします。